

## 労働法随想

住 田 始 男



### 5. あおり行為の法理上の争点

今回はすこし方面を変えて、東京都教組の勤評闘争をめぐる先日の東京高裁判決をとりあげ、これと一連の関係にある勤評判決を整理しておきたい。

11月上旬、休暇を利用して上京した折りに、わたくしは、不利益処分に関する審査請求事案の調査をかねて、都人事委員会に大西審査課長（16回卒業生）を訪ねた。その際、たまたま大西君から、高知地裁の「共謀」訴因に対する無罪判決（高知教組北川村事件，昭39. 11. 28, 高知地裁判決）が話題として提出され、同判決をめぐるわたくしの考え方につき、いろいろと質問をうけた。その時の質問は大変にわたくしの興味をさそったが、それには去る5月の大学祭で、住田ゼミ3年生が熱演したといわれる模擬裁判の出し物（昭39. 3. 30, 大阪教組事件）との関係が大いにあったようである。この模擬裁判の法廷に、鑑定人として大学教授A博士を登場させて、大教組事件の法理を語らせるという演出をしたのだが、大西君が話題とした高知地裁の判決こそ、実は、この模擬裁判を地で行ったものであった。ところが、大西君と話合った旬日後の、11月16日の新聞が一斉に、今度は東京都教組事件についての東京高裁判決を報道した。かくして、勤評判決の問題は、このところ、三度にわたって、わたくしの関心を強くゆさぶりかえしたわけである。

ここに都教組事件というのは、東京都教育委員会が教職員に対する勤務評定を実施しようとしたのに反対して、33年4月、東京都教組が行った一斉休暇闘争のことである。同年4月21日、都教組の委員長ら7名が、教職員約3万人に対し「全組合員は休暇届をだし、校長の許可がなくとも4月23日午前8時から開かれる集会に参加せよ」との闘争指令を流したが、この闘争指令の配布が地方公務員法第37条（争議行為の扇動禁止）に違反する争議の「あおり行為」にあたるかどうかで争われた事件である。弁護側は(1)地公法37条は違憲(2)一斉休暇は争議行為ではない(3)休暇届は地公法37条の「扇動」ではない(4)勤務評定は不法、不当なもので、これに反対する勤評闘争は正当行為であるなどの点を主張した。そして、一番の東京地裁は37年4月、「地公法37条は憲法違反ではなく、また、一斉休暇闘

争は争議行為と認められる。しかし、同条の扇動とは(1)組合員以外の第三者が介入して争議をとおった場合(2)組合役員が組合員全体の意思に基づき、または組合の正式機関の決定の範囲を越えて争議をとおった場合(3)通常の争議に附随する以上に、違法性の強い方法で争議をとおった場合の3に限られるべきである」との法律判断を示し、各被告の行為については「指令の伝達は臨時大会など組合の正式機関で決った方針を実行に移すために行われたもので、指令の内容も刺戟的なものでなく、またオルグ活動での言動も感情を激しく刺戟するような違法なものとは認められない」として、全員に無罪の判決を言渡した。

この一審判決に対して、検察側が控訴し(1)争議行為における「あおり」を限定的に解釈することは誤りで、指令自体あおり行為である。(2)一審には事実誤認があるなど主張していたものである。



検察側のこの控訴をうけた今回の東京高裁判決をみてみよう。「東京都教組事件」といわれるこの控訴審判決公判は、去る11月16日、東京高裁判事部兼平裁判長係りで開かれ、同裁判長は「あおり行為は刑事処分の対象になる」として、一審の無罪判決を破棄し、改めて全被告人に懲役6月～1年(いずれも執行猶予つき)の有罪判決を言渡した。その判決理由のなかで同裁判長は「休暇闘争が組合の正式機関で決定されたにせよ、違法な決定の実行を助長するような指示を出したり、オルグ活動を行うことは、すでにストに参加する決意をもった者にその意欲を助長し、参加するかどうか迷っている者に対して決意を促すものであり、これらは争議のあおり行為にあたり、刑事処分の対象になる」と述べて、検察側の主張を認めている。

このように、今回の東京高裁判決は、扇動とは特定の実行行為の決意を新たにさせるだけではなく、すでに生じている決意を助長するための刺戟も含むものだと強調している。そしてこのような理解に基いてこの判決は、一審判決が争議は扇動の結果として行われたのではないという点を重視したのに対して、結果から扇動行為の有無を判断するのは地公法の解釈を誤っているものだとキメつけている。また、一審判決が、幹部の扇動をとくに刺戟的な内容を含んだものとは認められないとして、無罪の理由とした点を捉えて、「機関決定に基づき指令であっても、これらの決定はいわば指令の予備的、準備的な段階にすぎず、休暇指令こそ組合員の決断を促がすのに最も時宜になつた最も権威のあるものだった点を考えると、一審判決は事件の本質理解を誤り、法令解釈の適用を誤ったといわな

なければならない」として、甚だ手きびしいが、しかし予想された態度を打出したものである。

これまでに地公法36条違反に問われて起訴された事件には、このほかに、福岡、和歌山、大阪、高知、群馬、京都（以上、勤評反対闘争）、佐賀（教育予算削減反対闘争）、岩手（学力テスト反対闘争）の各府県教組事件、同じ規定をもつ国家公務員法（98条）違反に問われた事件に全農林事件（警職法反対闘争）があるが、一審判決はあおり行為の解釈をめぐり、無罪、一部有罪、有罪とまちまちになっていた。今回の東京高裁判決は、この問題についての初の高裁判決だが、「違法ストの指導者は争議扇動者として刑事上の処罰を加えていく」という従来の政府当局の方針を法解釈の面から支持したものである。この東京高裁判決が他の9件の審理と今後の公務員労働運動や教育の国家統制問題など各界に与える影響を注目しなければならない。



ここで遡って、前に話題にした高知地裁の高知教組北川村事件と模擬裁判にまで登場した大阪地裁のいわゆる大教組事件についての、これら下級審の努力をふりかえっておく必要がある。

高知教組北川村事件の特徴は、なによりもまず、検察側がこの事件でとった態度にみられるようである。検察当局は、高知県北川村教員組合の集合で、分会長と一般組合員の一斉休暇に関する積極的発言を捉えて、地公法37条、61条にいう「同盟罷業の遂行をおおる」行為にあたるとして最初の起訴を強行した。これまで、勤評、学テと相次いだ日教組の一斉休暇闘争での起訴事件は、いずれも都道府県教組の本部役員や本部オルグを狙った全県的規模のものであったが、ここでは下部の小集会にむけられた起訴であるという点が注目をひいた。さらに検察側は公判の最終段階で、「あおり」による公判維持に自信を失い、ついに地公法37条、61条にいう「争議行為の共謀」罪の適用に踏みきった点にこの事件の重要性がみられる。

このような検察側の特異な起訴に対して、高知地裁は一切の検察側の主張をしりぞけ、全員無罪の判決をくださった。積極発言をしたいという一般組合員については、発言の事実も決議に参加した事実も証拠上認められぬとして無罪、また一斉休暇の提案を行った分会長については提案および決議に加った事実は認められるが、「あおり」についても「共謀」についても無罪とするという法律判断を示した。高知地裁のこの判決をたどっていくと、その

大綱は大阪地裁のいわゆる大教組判決のそれを踏襲していることがわかる。また、結論を導くプロセスは、東京地裁の都教組事件判決に残された問題点の解決に対して大きな前進を示したといわれる佐賀地裁の佐教組判決（昭和37. 8. 27）にならった点がみられる。高知地裁のこの判決の細部には多くの不明確や不徹底があるにしても、いわゆる、3.15判決（昭和38. 最高裁、公労協争議の刑事免責に関するもの——松江郵便局事件、全通中郵事件）や和歌山地裁の和教組判決（昭和38.10.25）の後であるにも拘わらず、憲法の正しい原理を基本的に貫いた点が高く買われるだろう。

つぎに、それでは、高知地裁判決が踏襲したという大教組判決の特色はどうだろうか。大阪地裁のこの判決は、東京地裁判決をはじめとして、佐賀、福岡、和歌山など各地裁の判決のあとをうけて、これらの判決の内容やそれが形成される検察の態度などを検討した結果うまれたものだけに、なんといってもその特色はひときわ鮮かである。この判決がでて、ここに地公法違反事件判決の類型も、一応、出揃ったという感じを与える画期的なものといってよい。この大教組判決も公務員の争議行為に対する刑罰化が憲法に違反するものとして検討をすすめている点では、これまでの多くの判決と共通だが、この判決には、なお、二つの大きな特色が指摘される。

まず第一に大教組判決は、地公法の禁止する争議行為をあおる行為の解釈にあたって、これまでの無罪判決が地公法の弾圧規定を、一応、合憲としながら犯罪となるべき構成要件を絞ることで無罪として行こうとしたのに対し、正面から地公法の弾圧規定は憲法違反だという風にうちだしている。しかも従来の判決が合憲の判断をする際に、憲法18条、28条、31条…と憲法の各条文を個別的、羅列的にとりあげて、これを地公法の規定と対比していく方法をとったが、この判決ではそのような欠陥を克服した論理構造をたてて、憲法の条文がいわば立体的に相互に関連したものとして把握されている点が注目をひく。

第二は、公務員の争議行為を禁止する理由について、これまでの判決は公務員の全体の奉仕者という地位に着眼して論じたものが多かったが、この判決では、全体の奉仕者の概念よりも、むしろ公共の福祉という概念を採用して、公共の福祉は人権相互の調整原理であるという捉え方で検討をすすめている点が目につく。



このように勤評闘争をめぐる地公法事件は、権力と組織とが鋭く対立し、捜査段階から公判の段階でも真向から労働基本権を賭けての激闘を展開しつづけているが、仔細にみれ

ば奇形な福岡判決（昭37.12.21）や反動的な和歌山判決（昭38.10.25）も指摘されよう。しかし、東京地裁判決の勝利について、これを発展させた佐賀地裁判決、さらにそれを進めて堂々たる罰条違憲、全員無罪という画期的な大阪地裁判決にまで漕ぎつけたこれら下級審の努力をたどるとき、階級裁判の限界のなかで、どうしてこれほどのものが出てきたのか、まず、問題はこれだろう。逆にいえば、このことが今後の控訴審や上告審のなかでどのような見直しにつながるかを、階級裁判の実態のなかで捉えておく必要がある。もちろん、最高裁の結論はわかっているようなものだが、その一端を、今回の東京高裁判決がのぞかせたともみられよう。現在の最高裁の構成からみて、また、最近の3.15判決が示した労働基本権に対する敵意を考えれば、地公法37条違憲判決が最高裁で支持される可能性はまづないといってよい。しかし、どこの国でも最高裁というものは、そうした性格から免かれえなかった歴史的事実がある。むしろ、下級審の判決を蹂躪しつづけるなかで、最高裁がいかに憲法の番人たる役割りを果さなかったかを自か暴露しつづけてのみ自らの態度を改めざるをえなくなっていくのだ。この点にこそ裁判所で労働者の権利を主張していくことの必要性があり、最高裁判所やそれに忠実な裁判所の反労働者性を衝いていくことの必要性がつきない。また、法廷でのこの主張の根源となる労働基本権確立のための運動が不可欠とされる所以もここにある。

今回の東京高裁判決は東京地裁のそれとおなじく「あおり行為」の法理上の解釈が争点となっているので、違憲性を断定した大阪地裁の判決とは、おのずからその性格は違うが、最後にいまい度、「あおり行為」についての東京、大阪両地裁の判断を比較しておきたい。

地公法37条第1項前段は、争議行為を禁止し、同法61条第4号は、その争議行為の遂行を共謀し、そそのかし若くはあおり、又はこれらの行為を企てた者に対して、3年以下の懲役または10万円以下の罰金に処すると規定している。この場合、法文を正確によむと、争議行為は禁止されているが、刑罰は課せられていない。刑罰の対象となるのは、争議行為を共謀し、そそのかし若しくはあおる行為である。

東京地裁は、およそ争議行為は組合員が相談し、共謀しあるいは勧誘するなどの行為を基本的要素としているから、組合幹部のあおり行為は通常の形では争議行為そのものに該当するという見解の下に、無罪の判決をくだしている。このような理解の背景には、憲法28条の争議権の保障をうけて地公法が争議行為を刑罰化しなかったとみる思想がある。従ってまた、刑罰をうけない行為をあおる行為に対して刑罰を課するには、憲法31条の法の

正当手続の精神から慎重であるべきだという思想があったとみることができる。争議行為についてのこのような考え方は歴史的にみて正当なものである（イギリスにおける共謀罪からの解放）。

しかし検察庁はそのような読み方をしていない。組合幹部の勧誘を「争議行為」の一型態とはみないで、刑罰の対象となる「そそのかし若しくはあおる行為」にあたるとみている。この態度は世界の歴史的法則に反するものであるが、検察庁側は一貫してそのような理解で権力を発動しつづけた。和歌山地裁がこれにひきずられ、今回の東京高裁判決がこれを是認したわけだ。

問題の地公法は、戦後急激に高まった労働運動に対処してGHQが発したポツダム政令201号が根幹となっている。当時、連合国側でもソ連や英国の反対があったが、いち早く国内法化されたもので、合憲性の点で疑問のあることは、すでに労働法学界内部の大勢でもある。大阪地裁判決の特色はこのような背景から生じたものと評価することができる。ところで、松岡教授の指摘にもみられるように、争議行為をあおる行為が処罰されるとみるなら、当然、争議行為を共謀する行為も処罰されるとみなくてはならない。争議行為は共謀なくしては行えないのだから、幹部だけでなく実行行為者もすべて処罰されることになる。大阪地裁はこのような理解を前提として、組合幹部の勧誘を争議行為をあおる行為として処罰する地公法61条第4号を憲法違反と断定したものである。（因に、高知教組北川村事件は目下、高松高裁に係属中である。）